



福岡県

# 福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策行動計画

(令和7年3月)

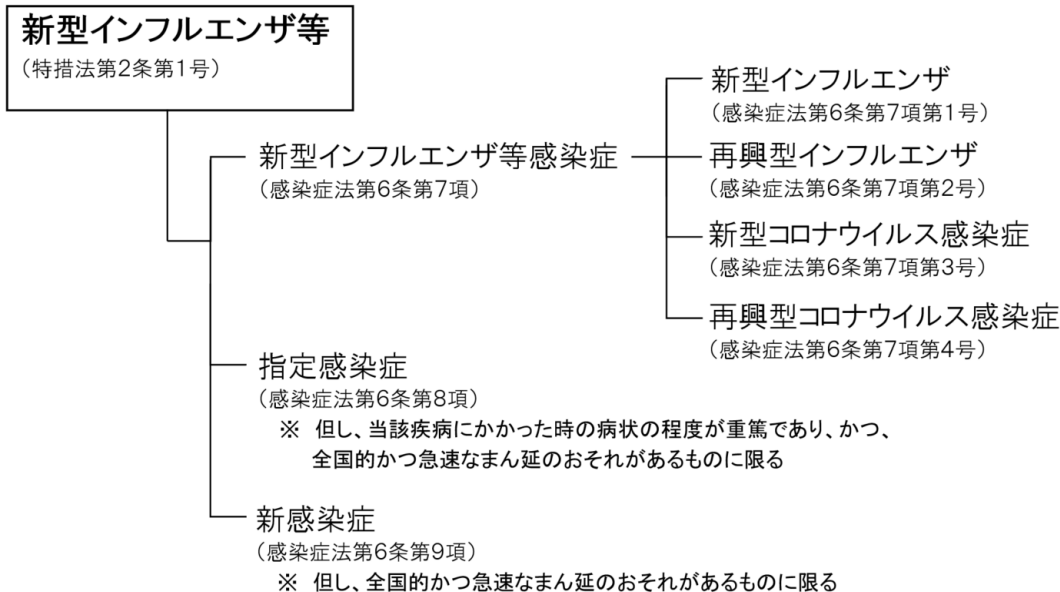
概要版



# 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画（第1部 P1～P5）

## （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）では、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体（県・市町村）、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置が定められている。



## （2）県行動計画

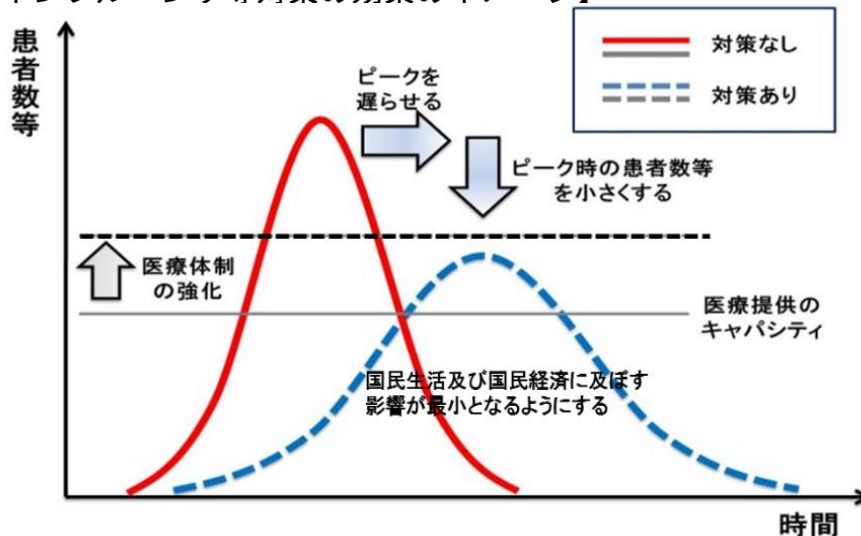
- 県では、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるため、福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定している。
- 県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。
- また、県行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

## 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針（第2部 P6～P32）

### （1）新型インフルエンザ等対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること
  - ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
  - ・ 患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないよう、医療提供体制の強化を図る。

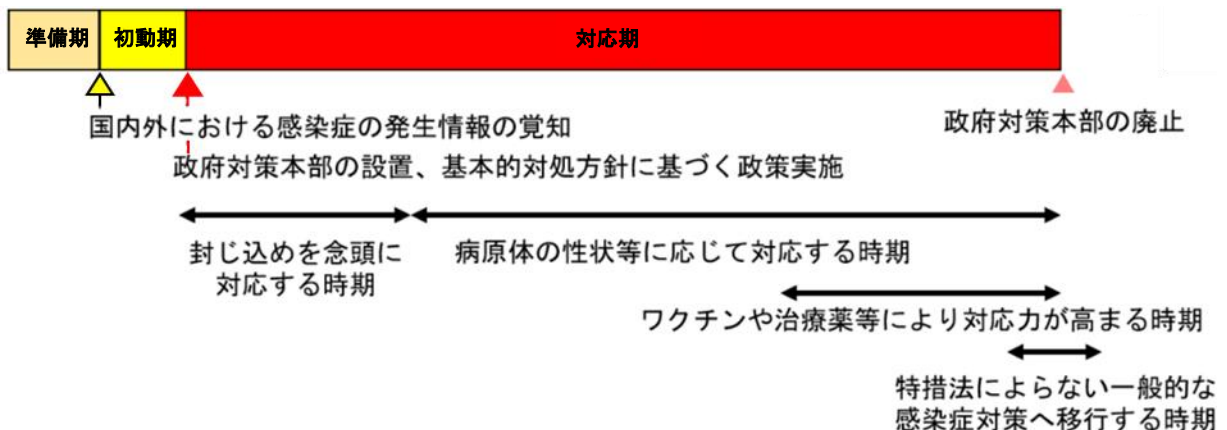
#### 【新型インフルエンザ等対策の効果のイメージ】



- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること
  - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
  - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### （2）有事のシナリオ

- 感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応できるシナリオとするため、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、3つの時期（準備期、初動期、対応期）に区分し、時期ごとの特徴を踏まえ、対応を行う。



### (3) 対策推進のための役割分担

#### ○ 国

国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

#### ○ 地方公共団体

##### 【県】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び特措法に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行う。

##### 【市町村】

住民に最も近い行政単位として、住民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、対策を実施する。

※ 保健所設置市（北九州市・福岡市・久留米市）は県に準じた役割も果たす

#### ○ 医療機関

新型インフルエンザ等の発生前から、県と医療措置協定を締結し、新型インフルエンザ等の発生時には、医療措置協定に基づき医療の提供を行う。

#### ○ 指定（地方）公共機関

新型インフルエンザ等の発生時に、特措法に基づき対策を実施する責務を有する。

※ 指定（地方）公共機関

電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者

#### ○ 登録事業者

新型インフルエンザ等の発生前から、重要業務の事業継続等の準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

※ 登録事業者

医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者

#### ○ 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行う。

#### ○ 県民

新型インフルエンザ等に関する情報を得て、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

### 3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（第3部 P33～P124）

#### （1）実施体制

- 平時から、関係機関の間で情報共有や訓練等の取組を進め、連携体制を強化する。
- 有事には、必要に応じて総合調整や指示を行いながら、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### 【準備期】

- ・ 行動計画（県・市町村）、業務計画（指定地方公共機関）等の作成
- ・ 会議等を通じた関係機関との連携強化

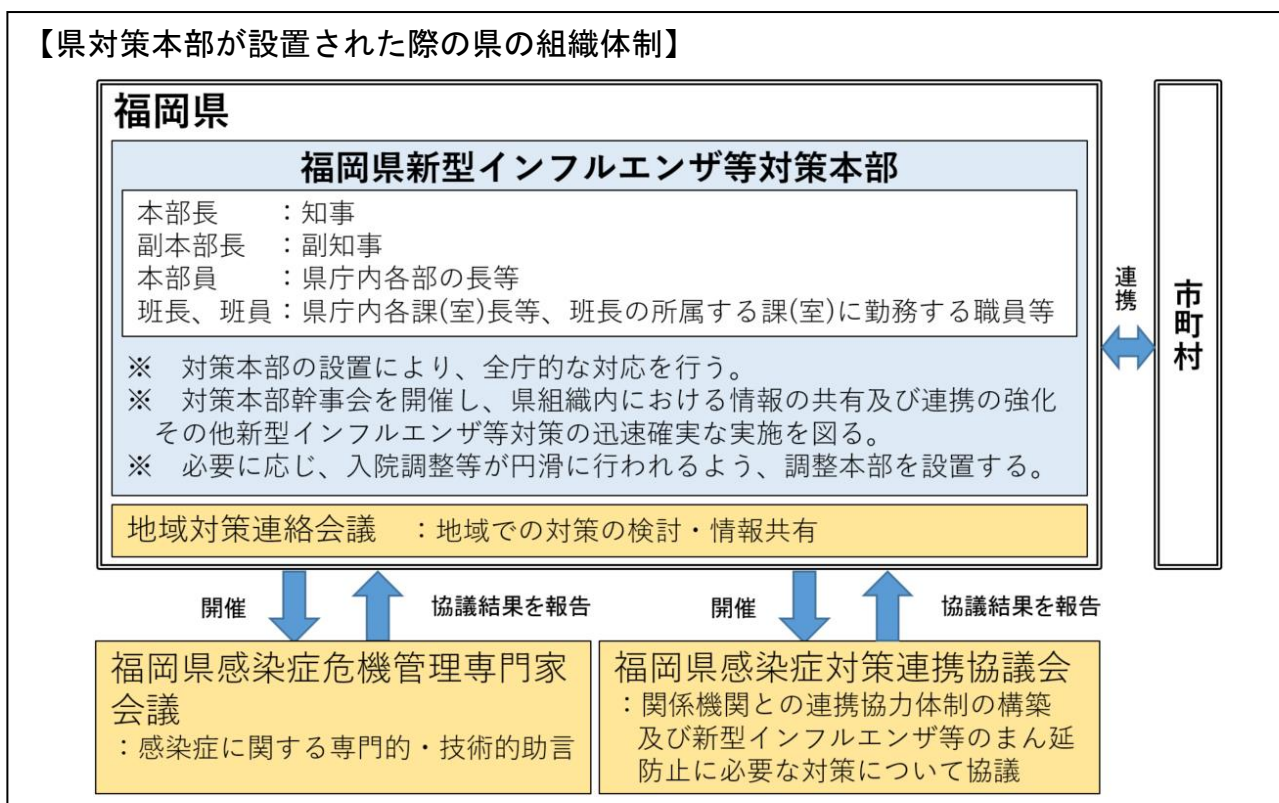
#### 【初動期】

- ・ 福岡県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置（新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合、直ちに設置）

#### 【対応期】

- ・ 感染症法や特措法に基づく総合調整
- ・ 職員の派遣・応援への対応

#### 【県対策本部が設置された際の県の組織体制】



## **(2) 情報収集・分析**

- 平時から、感染症に関する情報を収集・分析する。
- 有事には、国によるリスク評価等を踏まえ、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。

### **【準備期】**

- ・ 情報収集・分析の体制を整備

### **【初動期】**

- ・ 情報収集・分析の体制を確立
- ・ 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

### **【対応期】**

- ・ 情報収集・分析の体制を強化
- ・ リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施
- ・ 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

## **(3) サーベイランス**

- 平時から、関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制の構築を行う。
- 有事には、感染症の特徴や流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。

### **【準備期】**

- ・ 感染症サーベイランスの実施体制の構築
- ・ 平時からの感染症サーベイランスを実施

### **【初動期】**

- ・ 有事の感染症サーベイランスの開始（疑似症サーベイランス等）
- ・ 感染症サーベイランスから得られた発生状況等の情報の共有

### **【対応期】**

- ・ 有事の感染症サーベイランスの実施（全数把握や定点把握等）
- ・ 感染症サーベイランスから得られた発生状況等の情報の共有

## **(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**

- 平時から、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行う。
- 有事には、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等の不安の解消に努め、適切な判断や行動につながるよう促す。

### **【準備期】**

- ・ 感染症に関する情報提供・共有
- ・ 感染者等への偏見・差別等に関する啓発

### **【初動期】**

- ・ 感染症の発生状況や感染防止対策に関する情報提供・共有
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンターの設置等）
- ・ 感染者等への偏見・差別等に関する啓発や情報提供・共有（相談窓口等）

### **【対応期】**

- ・ 感染症の発生状況、感染防止対策とその判断に関する情報提供・共有
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンターの設置等）
- ・ 感染者等への偏見・差別等に関する啓発や情報提供・共有（相談窓口等）

## (5) 水際対策

- 平時から国との連携を図り、有事には新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大スピードをできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の準備を行う時間を確保する。

### 【準備期】

- ・ 国が実施する訓練への参加

### 【初動期】 【対応期】

- ・ 国と連携した健康監視の実施

## (6) まん延防止

- 有事には、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護する。
- 対策の効果及び影響を勘案し、対策を切り替えていくことで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

### 【準備期】

- ・ 有事のまん延防止対策に向けた県民や事業者の理解促進

### 【初動期】

- ・ 県内でのまん延防止対策実施の準備

### 【対応期】

- ・ 県内でのまん延防止対策の実施

- ▶ 患者や濃厚接触者への対応  
(感染症法に基づく入院勧告・措置や外出自粛要請等)
- ▶ 県民に対する要請  
(基本的な感染対策、外出自粛等)
- ▶ 事業者や学校等に対する要請  
(営業時間変更や休業、施設の使用制限、学級閉鎖・休校等)

- ・ まん延防止重点措置、緊急事態措置の実施の検討

## (7) ワクチン

- 平時からワクチン接種の実施方法の検討等、着実に準備を進め、有事には円滑な接種を実施する。

### 【準備期】

- ・ 医療関係者等と連携した接種体制の構築
- ・ 予防接種に関する基本的な情報の提供

### 【初動期】

- ・ 接種会場等の確保
- ・ 接種に携わる医療従事者の確保

### 【対応期】

- ・ 構築した接種体制に基づく接種の実施
- ・ 感染状況を踏まえた接種体制の拡充の検討
- ・ 接種に関する具体的な情報の提供

## (8) 医療

- 平時から、県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結し、有事における医療提供体制を確保する。
- 有事には、地域の実情に応じて関係機関が連携し、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療が提供できるよう対応に当たる。

### 【準備期】

- ・ 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備
- ・ 関係機関との連携強化（福岡県感染症対策連携協議会等の活用）

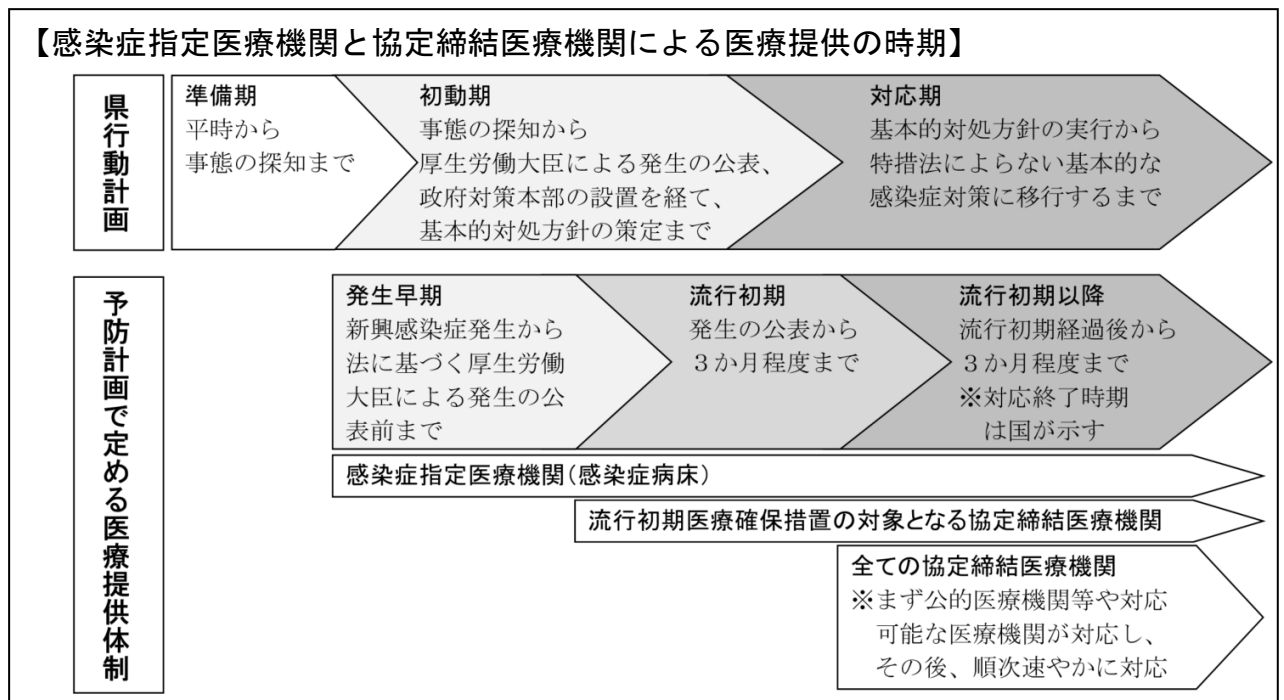
### 【初動期】

- ・ 医療提供体制の確保
  - ▶ 感染症指定医療機関の受入体制の確保
  - ▶ 相談センターの整備

### 【対応期】

- ・ 時期に応じた医療提供体制の構築
  - ▶ 協定締結医療機関の受入体制の確保
  - ▶ 相談センターの強化

### 【感染症指定医療機関と協定締結医療機関による医療提供の時期】





## **(9) 治療薬・治療法**

- 平時から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、有事には治療薬や確立した治療法を県内に普及させる。

### **【準備期】**

- ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発への協力
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

### **【初動期】**

- ・ 医療機関等への情報提供・共有
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握

### **【対応期】**

- ・ 医療機関等への情報提供・共有
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の使用

## **(10) 検査**

- 平時から関係機関との連携により検査体制を整備し、有事には検査体制を立ち上げ、病原体や検査の特性等を踏まえた検査実施の方針の決定や見直しを行う。

### **【準備期】**

- ・ 保健所、保健環境研究所等や関係機関の検査体制の整備
- ・ 訓練等による検査体制の維持及び強化

### **【初動期】**

- ・ 保健所、保健環境研究所等や関係機関の検査体制の立ち上げ
- ・ 病原体の性状や流行状況等に基づく検査実施の方針の決定

### **【対応期】**

- ・ 国からの情報提供・共有
- ・ 病原体の性状や流行状況等に基づく検査実施の方針の決定と段階的な見直し

## **(11) 保健所・保健環境研究所等**

- 平時から、体制構築、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。
- 有事には、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。

### **【準備期】**

- ・ 感染症対応が可能な人材の確保
- ・ 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築
- ・ 保健所・保健環境研究所等の体制整備

### **【初動期】**

- ・ 保健所・保健環境研究所等の有事体制への移行準備
- ・ 県民への情報提供・共有の開始

### **【対応期】**

- ・ 保健所・保健環境研究所等の有事体制への移行
- ・ 主な対応業務の実施（検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察等）

## **(12) 物資**

- 平時から、有事に備え、医療機関等の関係機関に感染症対策物資が十分に行き渡る仕組みを形成する。

### **【準備期】**

- ・ 感染症対策物資等の備蓄等

### **【初動期】**

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

### **【対応期】**

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
- ・ 備蓄物資等の供給に関する相互協力

## **(13) 県民生活及び県民経済の安定の確保**

- 平時から、有事に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを勧奨する。
- 有事には、県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行い、事業者や県民は自ら事業継続や感染防止に努める。

### **【準備期】**

- ・ 情報共有体制の整備
- ・ 有事における事業継続に向けた準備

### **【初動期】**

- ・ 事業継続に向けた準備の要請
- ・ 生活関連物資（食料品・生活必需品）等の安定供給に関する県民・事業者への呼び掛け

### **【対応期】**

- ・ 事業継続に関する事業者への要請
- ・ 生活関連物資（食料品・生活必需品）等の安定供給に関する県民・事業者への呼び掛け
- ・ 事業者等に対する支援

福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画  
(令和7年3月)

概要版

編集 福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3596



福岡県行政資料	
分類記号 G A	所属コード 4 4 0 0 2 2 7
登録年度 0 6	登録番号 0 0 0 3